

営業所長任期制度規程

第1条（目的）

営業所長任期制度は、組織の活性化、人材の適正配置、営業社員のモラルアップ並びに企業活力の向上を目的として実施するものである。

第2条（定義）

営業所長任期制度とは、あらかじめ任期を決めて営業所長に任用する制度をいう。

第3条（任用要件）

営業所長に任用する社員は、原則として以下の各号のすべてに該当する者とする。

勤続年数3年以上

過去2年間連続して優れた営業成績を挙げていること

当社の経営理念に理解のあること

勤務態度が良好、誠実であること

心身共に健康であること

役員会にて任用を認められたこと

第4条（任期）

営業所長の任期は原則として2年とする。

第5条（転任）

1. 任期の途中において、会社の都合により他の営業所への転任を命ずることがある。
2. 営業所長は、正当な理由がない限り、他の営業所への転任命令を拒否することができない。

第6条（再任）

1. 営業所長の再任の可否は、以下の各号に定める事項を総合的に評価して決定する。

営業目標の達成状況

部下の育成状況

勤務態度

営業所長としての人格、見識

営業所経営計画の内容

2. 再任の可否は役員会にて行うものとする。

第7条（降職）

任期を定めて任用すると言えども、以下の各号の一に該当するときは、任用を取り消し、降職を命ずることがある。

営業成績が著しく悪いとき

会社や上司の指示命令にしばしば従わなかったとき

会社の規則にしばしば違反したとき

営業所長として適当でない行状を繰り返したとき
当社の名誉と信用を著しく傷付けたとき
故意または過失により当社に著しい損害を与えたとき

付 則

この規程は 年 月 日より施行する。